

《新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ》

雇用維持と事業継続の為の 資金繰り支援等のご案内

※ **個**：個人事業主・フリーランス向け、**中小**：中小企業向け、**中堅**：中堅企業向け、**大**：大企業向け

1. 事業継続のための運転資金が心配

個 **中小**

- 日本政策金融公庫等で**実質無利子・無担保の融資**が受けられます【P12～】

※対象者は最近1ヵ月の売上高が前年又は前々年比で一定以上減少した方

※実質無利子化の限度額は、日本公庫については個人事業主 3千万円（国民事業） 中小企業者 1億円（中小事業） 商工中金については1億円（危機対応融資）

- 民間金融機関で最大3千万円の**実質無利子・無担保の融資**が受けられます【P11】

※対象者はセーフティネット保証4号、5号、危機関連保証の認定を受けた方

2. 過去に借り入れた資金の返済が負担

個 **中小**

- 日本政策金融公庫等の**過去の借入れを一部実質無利子で借換**できます【P22】

※実質無利子化の限度額は最大1億円。借換えの限度額（新規融資と借換の合計額）は3億円

※実質無利子化の限度額は、日本公庫 中小事業 1億円、国民事業 3千万円 商工中金 危機対応融資 1億円

3. 雇用を維持したいが給与の支払いが心配

個 **中小** **中堅** **大**

- 従業員の**賃金等を最大9/10助成**されます【P43】

※解雇を伴わない場合の助成率は中小企業9/10 大企業3/4

4. 家賃など月々の固定費の支払いが厳しい

個 **中小** **中堅**

- 事業全般に広く使える**現金が最大200万円支給**されます【P28】

※対象者は売上が前年同月比で50%以上減少している方

※給付上限は、法人（中堅・中小・小規模）200万円、個人事業主（フリーランス含む）100万円

5. 税や社会保険料、電気・ガス料金の支払いが心配

個 **中小** **中堅** **大**

- 基本的に全ての税の**納税を猶予**できます【P54～】

- 厚生年金等の**保険料の納付を猶予**できます【P60～】

- **電気・ガス料金の支払いを猶予**できます【P62～】

※【】内はパンフレット（裏面参照）のページ数。各制度の利用条件など詳細は別途パンフレット等でご確認ください。

よろず支援拠点

(中小企業、小規模事業者の皆様からの、経営上のあらゆるご相談にお応えするために、国が全国に設置した無料の経営相談所です。)

茨城県よろず支援拠点	029-224-5339
栃木県よろず支援拠点	028-670-2618
群馬県よろず支援拠点	027-265-5016
埼玉県よろず支援拠点	0120-973-248
千葉県よろず支援拠点	043-299-2921
東京都よろず支援拠点	03-6205-4728
神奈川県よろず支援拠点	045-633-5071
新潟県よろず支援拠点	025-246-0058
長野県よろず支援拠点	026-227-5875
山梨県よろず支援拠点	055-243-0650
静岡県よろず支援拠点	054-253-5117

- 感染症流行が収束した後の経済活動の回復に向けた支援策等もございます。
- 経済産業省HP特設ページにパンフレットを掲載しております。
[経済産業省新型コロナウイルス感染症関連](#) で検索、または右のQRコードよりご確認ください。

